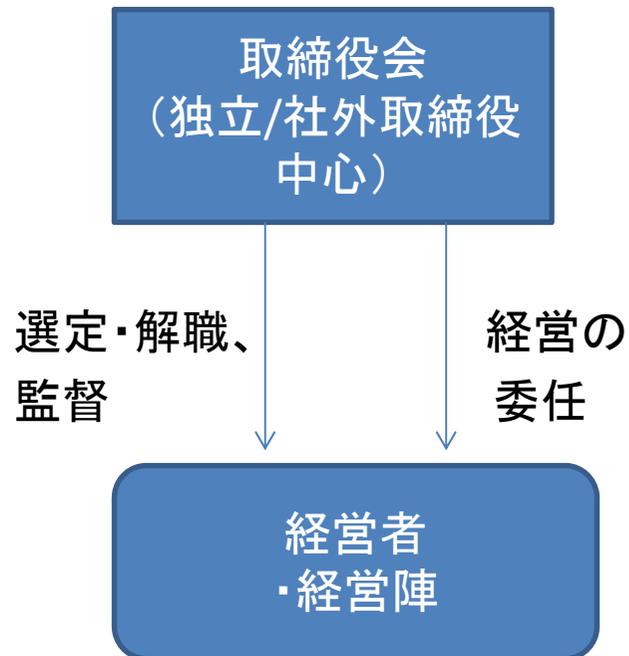


図表

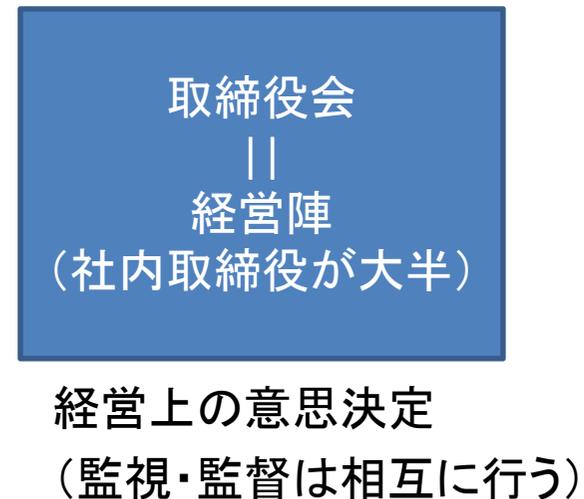
田中 亘

図表1 モニタリング・モデルと 日本企業の取締役会象

- モニタリング・モデル



- 日本企業の取締役会



図表2 社外性要件の改正

平成26年改正前会社法2条15号	
A	B
①当該株式会社自身	業務執行取締役等[注1]
②子会社	

平成26年改正後会社法2条15号	
A	B
①当該株式会社自身	業務執行取締役等 ＋過去10年以内に業務執行取締役等であった者 ＋横滑り規制[注2]
②子会社	
③親会社等[注3]	親会社等自身[注4]、 業務執行取締役等
④親会社等の子会社等(①②を除く)	業務執行取締役等
⑤取締役、重要な使用人、親会社等[注4]	近親者(配偶者＋2親等内の親族)

図表2の注

- ある株式会社の「A列記載のもの」の「B列記載の地位にある者」は、当該株式会社の社外取締役になることができないことを示す
- [注1]業務執行取締役等＝業務を執行する取締役、執行役、使用人。
- [注2]横滑り規制(2条15号ロ)は、注 を参照。
- [注3] 親会社等＝株式会社の経営を支配すること(会社法2条4号の2、会社法施行規則3条の2第2項)。自然人を含む。
- [注4]親会社等が自然人である場合。